

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（構成案）（★・☆は主な新規・改正の項目）

【Ⅰ 総則】

- 1 目的..... ☆
- 2 定義
- 3 市の責務..... ☆
- 4 市民の責務..... ☆
- 5 飼い主の責務..... ☆

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

- 6 飼い主の遵守事項..... ★
- 7 犬の飼い主の遵守事項..... ★
- 8 猫の飼い主の遵守事項..... ★
- 9 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項..... ★
- 10 多頭飼養の届出..... ★
- 11 災害発生時の措置..... ☆

【Ⅲ 犬及び猫等の引取り、収容等】

- 12 犬及び猫等の引取り..... ☆
- 13 野犬等の捕獲
- 14 負傷動物の治療等..... ☆
- 15 公示
- 16 譲渡等..... ☆

【Ⅳ 事故発生時の措置等】

- 17 犬による事故発生の届出..... ☆
- 18 措置命令
- 19 立入調査等

【Ⅴ 動物愛護センター】

- 20 設置、位置
- 21 事業
- 22 利用の禁止・制限
- 23 動物愛護管理員

【Ⅵ 雑則】

- 24 手数料等
- 25 委任

【Ⅶ 罰則】

【I 総則】

1 目的

この条例は、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全の保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人が動物とともに生きる心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

【要点】

『人（市民）が動物と共に生きる心豊かな社会の実現』を目指し、以下の3点を掲げ、市としての動物愛護管理の目的を整理する。

○市民の動物に対する愛護の精神の高揚

動物が命あるものであることを認識，終生飼養，適正飼養

○動物の健康及び安全の保持

動物の生態・習性等の理解，適正飼養

○動物による人の生命，身体及び財産に対する侵害を防止

動物による危害の防止，周辺的生活環境の保全

【参考】

●動物の愛護及び管理に関する法律

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養（かんよう）に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

●北海道動物の愛護及び管理に関する条例

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。

【I 総則】

3 市の責務

- 動物の愛護及び管理に関して必要な施策を策定し、実施すること
- ◎市民及び動物関係団体（獣医師会、動物愛護団体等）との連携及び協働により、動物の愛護及び管理に関する取組が推進されるよう必要な措置を講じること
- ◎動物の愛護及び管理に関して必要な施策を円滑かつ効果的に実施するよう、国、北海道等との連携に努めること

4 市民の責務

- 動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めること
- 市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めること

5 飼い主の責務

- 命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、その動物の生態、習性及び生理を理解することにより動物の健康及び安全を保持するよう努めること
- 飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めること
- ◎畜産その他の正当な理由がある場合を除き、終生飼養（動物がその命を終えるまで適切に飼養すること）に努め、やむを得ず飼養が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること

【要点】

行政（市）、市民及び飼い主のそれぞれの責務を明確化するとともに、行政（市）及び市民が連携・協働する体制を構築し、一体となって動物愛護管理に関する取組を推進するよう定める。

●責務：果たさなければならない務め（法令的には抽象的な表現）

【参考】

北海道、札幌市及び中核市（山形市、甲府市、鳥取市）の動物愛護管理に関する条例で規定する責務のキーワードは資料4のとおり。

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

6 飼い主の遵守事項

動物の健康及び安全の保持	必要な給餌給水，運動，休息及び睡眠の確保
	健康管理，疾病等における治療等
	飼養環境の整備，維持管理
	適切な動物の訓練，しつけ等
周辺環境への配慮	公共の場所，他人の土地等の汚染防止 (ふん，毛，羽毛等の適正処理)
	異常な鳴き声，ふん尿，体臭等の防止
	死体の適正処理
逸走時の措置	自らの責任で動物を捜索・収容
繁殖制限措置	生殖を不能にする手術その他の措置
飼い主明示措置	名札，マイクロチップ等

【要点】

動物の飼い主の遵守事項について，動物の愛護及び管理に関する法律第7条の規定を踏まえつつ，具体的な内容について定め，動物の飼養環境の向上や動物による人等への危害の防止を図る。

●遵守：法律や規定を守り従うこと（法令的には具体的な内容）

【参考】

動物の愛護及び管理に関する法律（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は，命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して，その動物をその種類，習性等に応じて適正に飼養し，又は保管することにより，動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに，動物が人の生命，身体若しくは財産に害を加え，生活環境の保全上の支障を生じさせ，又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において，その飼養し，又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは，動物の飼養及び保管については，当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は，その所有し，又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち，その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は，その所有し，又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は，その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で，できる限り，当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は，その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう，繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は，その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

7 犬の飼い主の遵守事項

○次の①～⑤の場合を除き、原則として係留等（※）をすること

- ①犬を制御できる者が、人等に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く）及び方法で犬を訓練する場合
- ②犬を制御できる者が、犬を綱・鎖等で確実に保持して運動・移動させる場合
- ③警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- ④展覧会・競技会その他これに類する催しで犬を使用する場合
- ⑤その他市長の許可を受けた場合

※係留等：動物の逸走又は動物による人の生命・身体・財産の侵害を防止するために、綱・鎖等でつないだり、住居・柵・おり等の中に收容すること

○飼養場所の出入口等に犬を飼養している旨を表示すること

【Ⅳ 事故発生時の措置等】

17 犬による事故発生の届出

○飼い犬が人等に危害を加えたとき、飼い主は速やかに市に届出すること

○犬に危害を加えられた者は、市に通報するよう努めること

【要点】

現在、「旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例」で規定されている内容を整理・強化する。

【参考】

旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例

第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(4) けい留 おり飼（金網等の隔壁により人又は家畜に害を加えないようにして飼うことをいう。）又は2メートル以内のくさり若しくは綱でつないで飼うことをいう。

第3条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。

(3) 畜犬の飼育の場所の出入口その他他人の見やすい箇所に規則で定める表示をすること。

第4条 畜犬の飼育者は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、畜犬をけい留しておかなければならない。

(1) 警察犬、狩りよう犬又は牧羊犬をその目的のために使用するとき。

(2) 人又は家畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で畜犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させるとき。

(3) その他規則で定める場合に該当するとき（※）。

※ 同条例施行規則において、咬傷防止用口輪等を常時装着しているとき、盲導又は運搬の目的で使用するとき、曲芸・展覧会・競技会その他これに類する催しに出場させるとき、生後90日以内のものであるとき、その他特に市長の許可を得たときと規定

第4条の2 畜犬が人又は家畜に害を加えたときは、その畜犬の飼育者は、すみやかにけい留その他適当な処置を講じ、当該畜犬が加害した旨を市長に届け出なければならない。

2 人又は家畜が畜犬に害を加えられたときは、その者又は家畜の飼育者は、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

8 猫の飼い主の遵守事項

○室内飼養に努めること（疾病の感染・不慮の事故防止，周辺の生活環境保全のため）

9 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項

○周辺の生活環境保全，当該猫が増えないための必要な措置を講じること

【要点】

猫の飼い主の遵守事項について，北海道動物の愛護及び管理に関する条例に規定されている内容をベースとして新たに規定する。

また，飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項を定め，飼い主と同等の責任と自覚を促す。

【参考】

●北海道動物の愛護及び管理に関する条例

（猫の飼養）

第8条 猫の飼い主は，その飼養する猫について，疾病の感染及び不慮の事故を防止し，猫の健康及び安全を保持するため，室内での飼養に努めなければならない。

2 猫の所有者は，その飼養する猫を放し飼いにする場合にあっては，猫がみだりに繁殖することを防止するため，不妊措置を講ずるように努めなければならない。

●札幌市動物の愛護及び管理に関する条例

（猫の飼い主の遵守事項）

第12条 猫の飼い主は，第7条第1項各号に掲げる事項のほか，疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し，並びに周辺の生活環境を保全するため，当該猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

2 猫の所有者は，その飼養する猫をやむを得ず屋外に出す場合には，当該猫がみだりに繁殖することを防止するため，避妊手術，去勢手術その他の措置を講ずるとともに，首輪，名札等により飼い主がいることを明らかにするための措置を講じなければならない。

（飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項）

第13条 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は，周辺の生活環境を保全し，及び当該猫が増えないために必要な措置を講じ，人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省告示）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

6 飼い主のいない猫を管理する場合には，不妊去勢手術を施して，周辺地域の住民の十分な理解の下に，給餌及び給水，排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など，周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

10 多頭飼養の届出

○犬・猫（生後 91 日以上）を合わせて 10 頭以上飼養する場合，市に届出すること

※動物取扱業などを除く

○届出内容の変更・廃止があった場合，市に届出すること

○届出者に対して必要な助言・指導を行うことができること（犬・猫の飼養について）

【要点】

近年，旭川市内においても多頭飼育崩壊事例が発生していることを踏まえ，飼養される犬・猫の健康及び安全の確保や，周辺的生活環境の保全を図るため，多頭飼養する場合に届出させることで，犬・猫の多頭飼養の実態を行政（市）が事前に把握し，飼い主に適正飼養について指導等を行うことを可能にする。

【参考】

●動物の愛護及び管理に関する法律

第 9 条 地方公共団体は，動物の健康及び安全を保持するとともに，動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため，条例で定めるところにより，動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること，多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

●札幌市動物の愛護及び管理に関する条例

第 14 条 犬又は猫その他の規則で定める動物（生後 90 日以内のものを除く。）の飼い主（動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は，当該動物の数が一の飼養施設において規則で定める数以上となった場合には，その日から 30 日以内に，規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は，当該届出の内容に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があった場合には，その日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る動物の数が一の飼養施設において同項の規則で定める数未満となった場合には，その日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

●多頭飼養の届出制度について（平成 31 年 4 月 1 日現在）

届出制度導入自治体	14（都道府県：9，政令指定都市：4，中核市：1）
届出対象動物	犬・猫（いずれも生後 91 日以上）：14
届出対象飼養数	10 頭以上：13，6 頭以上：1
届出除外対象施設	動物取扱業：14，試験研究等：8，身体障害者補助犬訓練：7， 獣医療法上の診療施設：6，国・自治体：5，警察犬：4， 化製場等に関する法律上の動物飼育施設：4 など
無届出・虚偽届出の罰則 （過料）	5 万円以下：9，3 万円以下：2，1 万円以下：2，なし：1

【Ⅱ 動物の適正な飼養等】

11 災害発生時の措置

○市・市民・動物関係団体：協力して動物の保護・救助に努めること

○飼い主：災害発生に備え、動物の適正飼養の準備を行うこと

災害発生時、必要な措置を講じるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難に努めること

【要点】

近年、全国的に地震、火災その他の災害が発生している状況を踏まえ、災害が発生した際の措置について定める。

【参考】

●札幌市動物の愛護及び管理に関する条例

(災害発生時の措置)

第15条 飼い主は、地震、火災その他の災害が発生した場合には、その飼養する動物の保護及び当該動物による事故の発生防止に努めなければならない。

2 市、市民、動物取扱業者及び動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の救助に努めなければならない。

●岡山市動物の愛護及び管理に関する条例

(災害発生時の措置)

第12条 市および市民等は、災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の保護に努めるものとする。

2 市は、災害時において、動物との同行及び同伴が可能な避難所の設置その他の動物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 飼い主は、災害が発生した場合における動物の適正な飼養の準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省告示）

第3 共通基準

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること、非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

【Ⅲ 犬・猫等の引取り、収容等】

12 犬・猫等の引取り

- 犬・猫の引取り（動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項、第3項）
- その他の動物の引取り：規則で定める動物（市長が認める動物）の引取り

14 負傷動物の治療等（負傷動物の収容：動愛法第36条第2項）

- 収容動物に対し、必要に応じて治療、繁殖制限その他必要な措置を講じるよう努めること

16 譲渡等

- 引取り・収容した動物について、適正に飼養できると認められる者への譲渡等の方法により処分ができること

【要点】

動物の愛護及び管理に関する法律には規定されていない犬・猫以外の動物の引取りについて規定し、所有者からの引取りについて、犬・猫同様に手数料を徴収する。

また、負傷動物を含む収容動物への治療等の措置や、所有者からの引取りにより収容した動物及び公示したにもかかわらず所有者が判明しない動物の譲渡等について規定する。

【参考】

現在、犬・猫以外の動物についての引取りを条例で規定しているのは、大阪府と川崎市のみ。

●大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

第10条 知事は、犬、猫及び特定動物以外の動物であって規則で定めるもの（※）の引取りをその所有者から求められたときは、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。（以下略）

※ 同条例施行規則において、法第44条第4項に規定する愛護動物のうち、知事はその管理する施設に収容し、適正に飼養することができると認めるものと規定

●川崎市動物の愛護及び管理に関する条例

第12条の2 市長は、規則で定める動物（※）の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取るものとする。（以下略）

※ 同条例施行規則において、鶏、うさぎ、はと、あひるその他市長が認める動物と規定